

# 「ぎふの田舎応援隊」 隊員登録規約

## (目的)

第1条 この規約は、岐阜県の美しい農村に関心のある都市住民等で、農村地域における保全活動や交流活動等(以下、「応援活動」という。)を、農村に暮らす人とともにボランティアとして活動する意欲のある個人又は団体を「ぎふの田舎応援隊」の隊員として登録することに関し必要な事項を定め、応援活動の円滑な推進に資することを目的とする。

## (登録機関)

第2条 「ぎふの田舎応援隊」の隊員登録機関は、岐阜県農政部農村振興課とする。

## (登録事項)

第3条 「ぎふの田舎応援隊」の隊員として登録する事項は様式第1号のとおりとする。

## (登録要件)

第4条 「ぎふの田舎応援隊」の隊員として登録する個人又は団体は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) ぎふの田舎(中山間地域)において、ボランティアとして応援活動をする意欲のある個人又は団体であること。
- (2) 個人又は団体の代表者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、18歳以上であること。
- (3) 応援活動に参加できる健康状態であること。
- (4) 応援活動中に撮影した写真を広報活動等に使用することに同意するものであること。

## (登録の手続き)

第5条 「ぎふの田舎応援隊」の隊員として登録を希望する個人又は団体は、「ぎふの田舎応援隊 隊員登録申込書」(様式第1号)(以下「登録申込書」という。)に必要事項を記入の上、登録機関に提出するものとする。

- 2 登録希望者は申し込みの際、本規約に同意したものとし、これを遵守するものとする。
- 3 登録機関は提出された登録申込書の記載事項が第4条の登録要件を満たしているか確認し、「ぎふの田舎応援隊員 隊員」として登録する。
- 4 登録機関は、登録者に対し登録番号を通知する。

## (ぎふの棚田応援隊)

第6条 刈払機取扱作業安全衛生教育講習会を受講した隊員は、棚田等において刈払機を使用した作業を実施することが可能な、「ぎふの棚田応援隊」に登録することができる。

- 2 「ぎふの棚田応援隊」の隊員登録を希望する個人は、登録機関に様式2号を提出するとともに、刈払機取扱作業安全衛生教育講習会の受講を証明できる書類の写しを登録機関に提出するものとする。
- 3 登録機関は、提出された書類を確認し、「ぎふの棚田応援隊」として登録する。
- 4 登録機関は、登録者に対し登録番号を通知する。

(登録の有効期限)

第7条 登録の有効期限は、登録日から5年を経過した日の属する年度の年度末までとする。ただし、期間満了日までに取り消しの意思表示がなければ、同じ条件でさらに5年間更新される。

(登録者名簿の作成)

第8条 登録機関は、応援活動を促進するため「ぎふの田舎応援隊及びぎふの棚田応援隊 隊員登録者名簿」(以下「登録者名簿」という。)を作成し、登録機関が管理するものとする。

- 2 登録機関は、登録者名簿の個人情報等を、第1条の目的を達成するために利用し、目的外利用はしないものとする。
- 3 登録機関は、登録者名簿を毎年更新する。

(登録者名簿の心得)

第9条 登録者は、応援活動を行う場合、関係する行政機関、地域住民等との連携に努めなければならない。

(情報発信)

第10条 登録機関は、登録者に応援活動に関する情報提供を行う。

(登録の変更、取り消し)

第11条 登録者は、登録申込書に記載した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は様式第3号により登録機関に速やかに報告するものとする。

- 2 「ぎふの棚田応援隊」の隊員が「ぎふの田舎応援隊」の登録を取り消した場合、「ぎふの棚田応援隊」の登録も取り消す。

(登録の抹消)

第12条 登録機関は、登録者が公序良俗に反する行為を行った場合、登録を抹消し速やかに登録者に通知する。

(費用弁償等)

第13条 登録者は、県に対して、応援活動の実施について報酬及び費用弁償を請求することはできない。

(事故と補償)

第14条 応援活動中の不測の事故等による登録者及び第三者に対する補償は、県が加入する「ボランティア保険」の補償の範囲内とし、県や関係者に対して事故等による損害について賠償を求めることはできない。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

この要領は、令和2年1月8日から施行する。

この要領は、令和3年6月24日から施行する。

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

この要領は、令和5年1月24日から施行する。